

別表その1(第2条、第3条関係)

1 支給対象となる事業所及び施設のサービス種別(※1)				2 支給額 (単位:万円、1事業所、 施設当たり)
高 齢 者 福 祉 施 設	入所系 施設① ※2	○介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む)※3 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○軽費老人ホーム ○養護老人ホーム	定員50人未満	32 /施設
			定員50人～100人未満	62 /施設
			定員100人以上	100 /施設
	入所系 施設②	○認知症対応型共同生活介護事業所 ○短期入所生活介護事業所(単独型) ○有料老人ホーム ○サービス付き高齢者向け住宅	—	17 /施設
	通所系	○通所介護事業所 ○地域密着型通所介護事業所 ○療養通所介護事業所 ○認知症対応型通所介護事業所 ○通所リハビリテーション事業所 ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所	—	16 /事業所
	訪問系	○訪問介護事業所 ○訪問入浴介護事業所 ○訪問看護事業所 ○訪問リハビリテーション事業所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○夜間対応型訪問介護事業所 ○居宅介護支援事業所 ○福祉用具貸与事業所	—	5 /事業所

(留意事項)

※1 申請時点において、事業を行っている施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。

・次の施設については、当事業の対象外とする。

社会福祉施設：公立・公的等事業所、施設

・介護保険サービスについては各介護予防サービスを含まない。

※2 「入所系施設①」の定員については、申請時点のものとする。

※3 広域型の介護老人福祉施設と地域密着型の介護老人福祉施設が同一建物内に同居している場合は、双方の定員を加えた規模で、支援金を支給する。

※4 介護サービスと障がい福祉サービスが重複する事業所は、両サービスで重複して申請することのないよう介護サービス事業所として申請することとする。